1．試験実施機関　一般社団法人日本建設機械施工協会

2．受検資格

⑴　学歴又は資格と必要な実務経験年数

①　学科試験

1級建設機械施工技術検定

学歴又は資格	必要とする実務経験年数	
	指定学科	指定学科以外
大学卒業後	3年以上	4年6月以上
短期大学 高等専門学校卒業後	5年以上	7年6月以上
高等学校卒業後	10年「8年」(8年)以上	11年6月(9年6月)以上
2級(建設機械)合格者(高等学校卒業後)	次のいずれかに該当 ①　2級の種別の一つの経験が2年以上で、他の種別の経験を通算して8年(6年)以上 ②　同上の経験が1年6月以上2年未満で、他の種別の経験を通算して9年(7年)以上 ③　2級合格後5年「3年」(3年)以上	次のいずれかに該当 ①　2級の種別の一つの経験が3年以上で、他の種別の経験を通算して9年(7年)以上 ②　同上の経験が2年3月以上3年未満で、他の種別の経験を通算して10年6月(8年6月)以上 ③　2級合格後5年「3年」(3年)以上
2級(建設機械)合格者(上記学歴によらない場合)	次のいずれかに該当 ①　2級の種別の一つの経験が6年以上で、他の種別の経験を通算して12年(10年)以上 ②　同上の経験が4年以上6年未満で、他の種別の経験を通算して14年(12年)以上 ③　2級合格後5年「3年」(3年)以上	
上記以外	15年(13年)以上	

㈱　上記(　)書きの経験年数には、専任の主任技術者としての実務経験年数1年以上、その他の経験年数は指導監督的実務経験年数が1年以上含まれていることが必要。

高等学校の指定学科以外を卒業した者には、高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による試験、旧大学入学試験検定規程(昭和26年文部省令第13号)による検定、旧専門学校入学者検定規程(大正13年文部省令第22号)による検定又は旧高等学校高等科入学資格試験規程(大正8年文部省令第9号)による試験に合格した者を含む。(以下同じ。)

上記「　」書きは、平成26年度より受検資格について見直しが図られたもの。

①高等学校指定学科を卒業者で実務経験のみで受検する者

高等学校指定学科を卒業した後、指導監督的実務経験を1年以上、かつ、主任技術者の要件(実務経験5年以上)を満たした後、専任の監理技術者の配置が必要な工事に配置され、監理技術者の指導を受けた2年以上の実務経験で合わせて8年以上の実務経験を有している者は10年の実務経験年数を8年に短縮できる。(2年短縮)

②2級技術検定に合格した者

2級技術検定に合格した後、指導監督的実務経験を1年以上、かつ専任の監理技術者の配置が必要な工事に配置され、監理技術者の指導を受けた2年以上実務経験で合わせて3年以上の実務経験を有している者は2級合格後の実務経験年数5年から3年に短縮できる。(2年短縮)

2級建設機械施工技術検定

学歴又は資格	必要とする実務経験年数	
	指定学科	指定学科以外
大学卒業後	受検しようとする種別の経験が6月以上で、他の種別の経験を通算して1年以上	受検しようとする種別の経験が9月以上で、他の種別の経験を通算して1年6月以上
短期大学 高等専門学校卒業後	次のいずれかに該当 ①　受検しようとする種別の経験が1年6月以上 ②　同上の経験が1年以上1年6月未満で、他の種別の経験を通算して2年以上	次のいずれかに該当 ①　受検しようとする種別の経験が2年以上 ②　同上の経験が1年6月以上2年未満で、他の種別の経験を通算して3年以上
高等学校卒業後	次のいずれかに該当 ①　受検しようとする種別の経験が2年以上 ②　同上の経験が1年6月以上2年未満で、他の種別の経験を通算して3年以上	次のいずれかに該当 ①　受検しようとする種別の経験が3年以上 ②　同上の経験が2年3月以上3年未満で、他の種別の経験を通算して4年6月以上
上記学歴によらない場合	次のいずれかに該当 ①　受検しようとする種別の経験が6年以上 ②　同上の経験が4年以上6年未満で、他の種別の経験を通算して8年以上	

⑵　実地試験

①　1級

平成26年度1級建設機械施工技術検定の学科試験合格者及び平成25年度1級建設機械施工技術検定の学科試験合格者。

なお、2級建設機械施工技術検定の合格者は、2級建設機械施工技術検定の実地試験において合格した操作施工法が免除される。

②　2級

平成26年度2級建設機械施工技術検定の学科試験合格者及び平成25年度2級建設機械施工技術検定の学科試験合格者並びに平成6年度から平成14年度までの2級建設機械施工技術研修の修了試験合格者。ただし、同一の種別に限る。

3．試験日

⑴　学科試験(1・2級とも共通)　平成26年6月15日(日)　午前9時30分開始

⑵　実地試験

・組合せ施工法(記述式試験(1級))　平成26年6月15日(日)　午前9時30分開始

・操作施工法(実技(1・2級とも共通))

平成26年8月下旬から平成26年9月中旬の間において、一般社団法人日本建設機械施工協会が指定する日

4．試験地

⑴　学科試験(1・2級とも共通)(会場借り上げの都合により試験地を変更することがある。)北広島市、滝沢市、東京都、新潟市、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市、那覇市

計10箇所